

## 田原市排水設備指定工事店の違反行為に対する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原市下水道条例（平成2年田原町条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定により指定を受けた田原市排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）が、条例第9条の7第1項各号（以下「違反行為」という。）のいずれかに該当するとき、当該指定工事店に対する指導及び処分の決定その他事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、下水道法（昭和33年法律第79号）、条例及び田原市排水設備指定工事店規程（令和2年田原市上下水道事業管理規程第3号。以下「規程」という。）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 処分 条例第9条の7の規定による指定の取消し（以下「取消処分」という。）又は指定の効力の停止（以下「一時停止処分」という。）をいう。

(2) 指導 指定工事店が違反行為に該当するが処分を行うに至らないと認められる場合に、管理者が是正勧告書（様式1）により行う注意（以下「文書勧告」という。）又は警告書（様式2）による指導（以下「文書警告」という。）をいう。

(3) 処分等 指導又は処分をいう。

(違反行為の調査等)

第3条 管理者は、指定工事店が違反行為をした疑いがあると認めるときは現地の確認、関係人からの事情の聴取等、事実関係の調査を行うものとする。

2 前項の調査を行った場合は、田原市排水設備指定工事店違反調書（様式3）を作成するものとする。

3 管理者は、第1項の調査により指定工事店が違反行為をしたことを確認した場合は、当該指定工事店に対し当該違反行為について、速やかに是正することを指示するものとする。

4 前項の指示を受けた指定工事店（以下、「違反工事店」という。）は、速やかに当該違反行為の是正しなければならない。

5 管理者は、違反行為が次の各号のいずれかに該当するときを除き、違反工事店に期限を定めて顛末書（様式4）の提出を指示するものとする。

(1) 軽微なもので、かつ、速やかに是正されることが見込まれる場合

(2) 明らかにやむを得ない理由によるものと認められる場合

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第4条 管理者は、違反行為の内容及びその是正の状況並びに顛末書の提出の状況及びその内容を勘案し、当該違反行為が処分に該当するものと認めるときは、当該処分の名宛人となるべき者について、田原市行政手続条例（平成9年田原町条例第2

号) 第13条の規定により、意見陳述のための手続を執らなければならない。

(処分等の決定)

第5条 管理者は、処分等を別表に定める基準に従い、違反行為の内容、当該違反行為について受けた過去の処分等の回数に応じて決定する。

2 前項の決定において過去の処分等の回数を算入する期間は、処分等が行われた日から起算して2年とする。ただし、当該期間内に指定工事店が新たに違反行為をし、当該違反行為による処分等が行われた場合には、当該処分等が行われた日から起算して2年を経過した日を末日として処分等の回数を算入する期間を延長するものとする。

3 違反行為が同時に複数の処分等に該当する場合は、そのうち最も重い処分等とする。

4 違反行為が重大又は悪質であると認められる場合は、前3項の規定によらず、その程度を勘案した上で、処分等の内容を決定することができる。

5 第1項の規定にかかわらず、違反行為が次の各号のいずれかに該当するときは、処分等は行わないものとする。

(1) 軽微なもので、かつ、既に是正され、又は速やかに是正されることが見込まれる場合

(2) 明らかにやむを得ない理由によるものと認められる場合

6 管理者は、第1項から第4項までの規定により決定した処分について、田原市排水設備指定工事店処分決定通知書(様式5)により指定工事店に通知するものとする。

(処分の効力の発生)

第6条 第5条第1項から第4項の規定による取消処分又は一時停止処分の効力は、第5条第6項に規定する通知を行った日の翌日から発生するものとする。ただし、処分を受ける指定工事店が他の違反行為による処分を受けている場合は、当該他の違反行為による処分の期間が経過する日の翌日から効力が発生するものとする。

(処分後の工事施工)

第7条 処分を受けた指定工事店は、当該処分の効力が発生する日から処分の期間が経過する日までは排水設備工事を施工することはできない。ただし、当該処分の効力が発生する日の前日までに条例第6条第1項による確認を受けた排水設備工事に限り、施工を認めることとする。

(処分後の再指定)

第8条 条例第9条の7第1項第2号から第6号までに掲げる項目の違反により取消処分を受けた指定工事店は、取消処分を受けた日から2年以内に指定工事店として再び指定を受けることはできないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指定工事店の違反行為に対する処分等に関し必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に指定工事店の違反行為についてされた処分、手続その他の行為は、この要綱中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

別表

条例第9条 の7第1項 の該当号	規程第6条 第1項の該 当号	違反行為の内容	処分等の内容			
			過去に受けた処分等の回数			
			0回	1回	2回	3回以上
第1号及び 第4号	—	営業所に、専属する排水設備工事責任技術者を置かないとき	取消処分			
第1号	—	排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有しなくなったとき	取消処分			
第1号	—	愛知県内に営業所を有しなくなったとき	取消処分			
第1号	—	次のいずれかに該当する者になったとき	取消処分			
	—	ア 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者				
	—	イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者				
	—	ウ 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者				

	—	エ その業務に関し不正又は不誠実など きをするおそれがあると認めるに足り る相当の理由がある者				
	—	オ 法人であって、その代表者が役員のうち にアからエまでの規定に該当する者 であるものがあるもの				
第2号	第1号	排水設備工事施工の申込みを受けたとき に、正当な理由がなく、これを拒むとき	文書勧告	文書警告	6月の一時 停止処分	取消処分
第2号	第2号	排水設備工事を不適正な工費で施工した とき	文書警告	3月の一時 停止処分	6月の一時 停止処分	取消処分
第2号	第2号	工事契約に際し、工事金額、その内訳及び 工事期限を明示しないとき	文書警告	3月の一時 停止処分	6月の一時 停止処分	取消処分
第2号	第3号	排水設備工事の全部又は大部分を一括して 第三者に委託し、又は請け負わせたとき	文書警告	3月の一時 停止処分	6月の一時 停止処分	取消処分
第2号	第4号	指定工事店として自己の名義を他の業者に 貸与したとき	文書警告	3月の一時 停止処分	6月の一時 停止処分	取消処分
第2号	第5号	条例第6条第1項に規定する書類を提出 せず、管理者の確認を受けずに排水設備工 事を行ったとき（無届工事）	文書警告	3月の一時 停止処分	6月の一時 停止処分	取消処分
第2号	第5号	規程第4条第1項に掲げる書類を提出し たが、管理者の確認を受ける以前に排水設 備工事を行ったとき（事前着工）	文書勧告	文書警告	6月の一時 停止処分	取消処分

第2号	第6号	排水設備工事を責任技術者の監理の下に 施工しなかったとき	文書勧告	3月の一時 停止処分	6月の一時 停止処分	取消処分
第2号	第8号	排水設備工事完了後、5日以内に規程第5 条第1項に掲げる書類を提出しなかった とき	文書勧告	3月の一時 停止処分	6月の一時 停止処分	取消処分
第2号	第8号	排水設備工事完了後、検査を受けなかった とき	文書勧告	3月の一時 停止処分	6月の一時 停止処分	取消処分
第2号	第9号	検査の結果、その排水設備工事が不良と認 められた場合、指定された期間内に修補し なかったとき	文書勧告	3月の一時 停止処分	6月の一時 停止処分	取消処分
第3号	—	指定工事店としての指定要件に変更（廃 止・休止・再開を含む。）があったときに 所定の書類が提出されなかったとき	文書勧告	文書警告	6月の一時 停止処分	取消処分
第5号	—	施工する排水設備工事が、下水道施設の機 能に障害を与え、又は与えるおそれが大で あるとき	文書勧告	3月の一時 停止処分	6月の一時 停止処分	取消処分
第6号	—	不正の手段により指定工事店の指定を受 けたことが判明したとき	取消処分			

(様式1)

第 号  
年 月 日

様

田原市上下水道事業  
田原市長



是 正 勸 告 書

田原市下水道条例第9条の7第1項に該当する行為があったので是正勧告します。  
今後は、条例その他の関係法令等の規定を遵守し、違反行為のないよう万全を期してください。

下記の違反行為を是正しなかったとき又は違反行為を繰り返したときは、指定の取消し又は指定の効力の停止をすることとなるので注意してください。

記

確 認 番 号	第 号
違反行為の時期	年 月 日
違反行為の場所	
違反行為の内容	
備 考	

(様式2)

第 号  
年 月 日

様

田原市上下水道事業  
田原市長



警 告 書

田原市下水道条例第9条の7第1項に該当する行為があったので警告します。

下記の違反行為を是正しなかったとき又は違反行為を繰り返したときは、指定の取消し又は指定の効力の停止をすることとなるので注意してください。

記

確 認 番 号	第 号
違反行為の時期	年 月 日
違反行為の場所	
違反行為の内容	
備 考	



(様式3)

田原市排水設備指定工事店違反調書

作成年月日	所属	作成者氏名

指定工事店	指定番号	
	指定工事店の名称	
行為の概要		
違反行為の発見	発見年月日	
	発見者	
	発見の経緯	
違反事由の調査	調査年月日	
	調査員	
	調査の方法	
調査により確認した事実		
処分等基準の該当		
違反の是正	是正の指示の要否	
	指示の方法及び内容	
	是正の報告の有無	
その他特記事項		

(様式4)

年 月 日

田原市上下水道事業  
田 原 市 長 殿

指定工事店名 住所  
(法人にあつては所在地)  
氏名 ⑩  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

顛 末 書

違反行為に関する顛末は、次のとおりです。

違 反 行 為 の 内 容	
違 反 行 為 の 場 所	
責 任 技 術 者 名	
違 反 行 為 の 発 生 年 月 日	
違 反 行 為 に 至 っ た 顛 末	
今 後 の 改 善 策	

(様式5)

第 号  
年 月 日

様

田原市上下水道事業  
田原市長



田原市排水設備指定工事店処分決定通知書

田原市下水道条例第9条の7第1項の規定により、次のとおり田原市排水設備指定工事店の指定を取り消した（指定の効力を停止した）ので通知します。

処 分 の 内 容	1 指定の取消し 2 指定の効力の停止 ( 年 月 日から 年 月 日まで)
処分の根拠となる該当条項	田原市下水道条例第9条の7第1項第 号
違反行為の内容	

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、田原市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、田原市を被告（田原市長が被告の代表となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。